

長岡京市の男女共同参画と SDGs

長岡京市男女共同参画センター

令和3年10月31日(日)14:00₁～

今日の流れ

- 国際的潮流とジェンダー主流化の動き
- 現状はどうなっているのか
- ジェンダー平等の実現に向けて

国際的潮流とジェンダー主流化の動き

ロフェミニズムの起源



フランス革命 (1789-1799)

フランス人権宣言が採決されるも「人間」とは「男性」をさした。
「男性」にのみ権利を与えることに対し「女性」の権利を求める運動が欧州各地へ広がる。

女性および女性市民の権利宣言 (1791年)

第1条「女性は生まれながらにして自由であり、男性と平等な権利を有する」
第10条「女性は断頭台に上る権利があるのだから、議会の演台に上る権利もある」

※フェミニズム

フェミニスト政治学者のベル・フックスは、フェミニズムを「性差別をなくし、性差別的な搾取や抑圧をなくそうとする思想や運動のこと」と定義。女性か男性かは関係せず、行動等に表れるあらゆる性差別から、社会や制度に根付く性差別まで、幅広い事象を問題として扱う。

□ 第一波フェミニズム ～男女平等の市民権をもとめる運動～

19世紀に、アメリカやイギリスで行われた奴隷解放運動に携わった女性の間から生まれる。

アメリカ・ニューヨーク州 セネカフォーズ会議 (1848年)

奴隷制度の廃止とともに、女性参政権が要求に盛り込まれる。

※ 日本で普通選挙が実現したのは、1925年、女性参政権の実現は、戦後の1945年

第一波フェミニズムは、女性の参政権や女性の権利・地位の向上

をはじめとする男女同権を求める運動が中心

➡19世紀末から20世紀初め、世界に女性の参政権が広がっていく

世界人権宣言

～1948年に国連総会で採択～

外務省HPより

• 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに**男女の同権について**の信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

□ 第二波フェミニズム ～固定的な役割分担など伝統や社会慣習 に対する意識の変容を求める運動～

1960年代後半 アメリカの「ウーマンリブ」運動

フランスの「女性解放(MLF)」運動

シモーヌ・ド・ボーヴォワール(1908年～1986年)

「第二の性」 ～人は女に生まれるのではない、女になるのだ～



多くの国で女性の労働の自由が認められるように

日本でも1970年代に各地でウーマンリブ運動が盛んに

*第二波と第三波はひとつづきで、区別しないとする考えもある。

□ 第三波フェミニズム

1990年代以降～

男女の平等だけではなく、人種や体型、肌の色、性的指向等、性別と「らしさ」を結びつけず「自分らしさ」を大切にする運動へ

□ 第四波フェミニズム

2010年代以降～

マイノリティや多様な反差別・反搾取の活動などさらに広い分野における運動へ

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年9月国連サミットで全会一致で採択

5 ジェンダー平等を
実現しよう



SDGs ゴール5

「ジェンダー平等の達成と 全ての女性 及び女児のエンパワーメント」

- ジェンダー

「生物学的な性別 (sex)」に対し、社会通念や慣習の中につくられた女性像、男性像として「社会的・文化的に形成された性別」のこと

- エンパワーメント

自分の中の個性、感性などの様々な力に気付き、持っている力を取り戻すこと

男女共同参画年表

	世界の動き	国の動き	長岡京市の動き
昭和42 (1967)年	・国際婦人差別撤廃宣言		
昭和50 (1975)年	・国際婦人年世界会議 メキシコシティ開催	・婦人問題企画推進本部設置	
昭51 (1976 ～)年	・国連婦人の10年		
昭和54 (1979)年	・「女子差別撤廃条約」採択		
昭和60 (1985)年		・「女子差別撤廃条約」批准	・「婦人行動計画」(第1次計画)策定
昭和61 (1986)年		・「男女雇用機会均等法」施行	
平成元 (1989)年	・「子どもの権利条約」採択	・学習指導要領改訂(中学・高校家庭科の男女必修化)	・「女性のつどい(現・男女共同参画フォーラム)」開始
平成4 (1992)年		・「育児休業法」施行	
平成7 (1995)年	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・「子育て支援総合計画(エンゼルプラン)」スタート	
平成11 (1999)年		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行	・「男女共同参画プラン懇話会(現・男女共同参画審議会)」設置 ・「審議会等への女性の登用促進要綱」施行
平成12 (2000)年		・「男女共同参画基本計画」閣議決定	
平成13 (2001)年		・「DV防止法」施行	

男女共同参画年表

	世界の動き	国の動き	長岡京市の動き
平成21 (2009) 年		・「育児・介護休業法」改正	
平成22 (2010) 年	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）		・「長岡京市男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画フロア（いこ〜る）」開設
平成27 (2015) 年	・国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」設定 ・G7首脳宣言（2015年エルマウ・サミット）で女性の起業、経済的能力の強化について採択	・「女性活躍推進法」施行	・「女性活躍推進のためのワンストップ相談窓口」開設
平成28 (2016) 年	・G7伊勢志摩サミットの首脳会合及びすべての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定（ジェンダー主流化）	・国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針の決定	・女性活躍推進法による特定事業主行動計画策定
平成29 (2017) 年	・第1回G7男女共同参画担当大臣会合	・「子育て安心プラン」の公表 ・刑法の一部改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	・「男性の電話相談」開設
平成30 (2018) 年	・第2回G7男女共同参画担当大臣会合	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行	・「DV相談専用電話」開設
令和元 (2019) 年	・W20サミット（日本）開催（第5回WAW!と同時開催） ・第3回G7男女共同参画担当大臣会合	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	・対話推進部女性交流支援センターと男女共同参画推進課を組織統合、「男女共同参画センター」開設 ・「男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」実施
令和2 (2020) 年	・国連「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」 ・W20サミット（サウジアラビア）開催	・DV相談+（プラス）開始 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	
令和3 (2021) 年			・「長岡京市男女共同参画計画 第7次計画」策定

男女共同参画社会基本法

平成11年施行

- 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、**男女平等の実現に向けた**様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、**少子高齢化の進展**、国内経済活動の成熟化等我が国の**社会経済情勢の急速な変化**に対応していく上で、**男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会**の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の**我が国社会を決定する最重要課題**と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

男女共同参画社会基本法

- 第二条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に**参画**する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る**男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。**

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



第三条
(男女の人権の尊重)

第四条
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第五条
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第六条
(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第七条
(国際的協調)

内閣府男女共同参画局HPより

「長岡京市男女共同参画推進条例」

● 基本理念

- (1) 個性と能力を発揮する機会の確保
- (2) さまざまな生き方の選択の自由
- (3) あらゆる意思決定の場への共同参画
- (4) 家庭生活と社会生活との両立
- (5) 個人の尊厳の尊重と男女平等の意識を育(はぐく)む教育・保育
- (6) 性と生殖に関する健康とそれを享受する権利(*リプロダクティブヘルス/ライツ)の保障
- (7) 均等で健全な就業環境の保障
- (8) 暴力の根絶
- (9) あらゆる人の人権への配慮
- (10) 国際的取り組みとの協調

長岡京市審議会等への女性委員の登用推進要綱

- 第3条(目標)

- (1) 各審議会等において、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が総数の10分の4未満とならないこと。ただし、委員の定数が3である場合は、男女のいずれか一方の委員のみで構成されていないこと。
- (2) 第7次計画の終了期間である2025年(令和7年)度までに、前号の規定を満たした審議会等の割合を65パーセントにすること。
- (3) 第7次計画の終了期間である2025年(令和7年)度までに、女性委員が不在の審議会等の数を解消すること。
- (4) 第7次計画の終了期間である2025年(令和7年)度までに、女性委員の登用率を40パーセントにすること。

「長岡京市男女共同参画計画第7次計画」

令和3年度～7年度

- 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進
- 基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶
- 基本目標Ⅴ 健康で安心な暮らしの実現

現状はどうなっているのか

国際比較からみる日本の進み具合は

ジェンダーギャップ指数

156か国中 日本120位

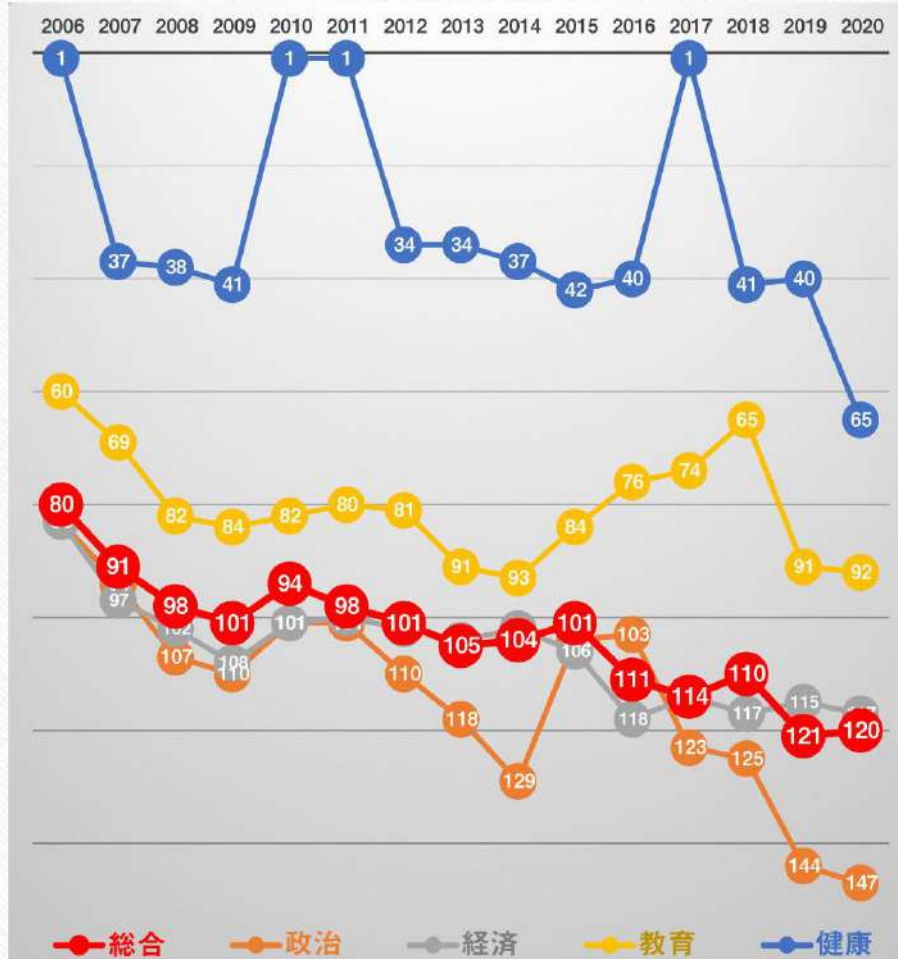
- ・1位は12年連続で
アイスランド
- ・日本はG7中最下位

ジェンダーギャップ指数(2021)

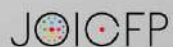
順位(昨年順位)	得点	国名
1位(1位)	0.892	アイスランド
2位(3位)	0.861	フィンランド
3位(2位)	0.849	ノルウェー
4位(6位)	0.840	ニュージーランド
5位(4位)	0.823	スウェーデン
120位(121位)	0.656	日本

「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2021より

GGIの各項目のランク推移



ジェンダー・ギャップ指数 2020



年	調査国数	総合	政治	経済	教育	健康
		ランク	ランク	ランク	ランク	ランク
2020	156	120	147	117	92	65
2019	153	121	144	115	91	40
2018	149	110	125	117	65	41
2017	144	114	123	114	74	1
2016	144	111	103	118	76	40
2015	145	101	104	106	84	42
2014	142	104	129	102	93	37
2013	136	105	118	104	91	34
2012	135	101	110	102	81	34
2011	135	98	101	100	80	1
2010	134	94	101	101	82	1
2009	134	101	110	108	84	41
2008	130	98	107	102	82	38
2007	128	91	94	97	69	37
2006	115	80	83	83	60	1

健康・教育

健康

項目	日本の順位	日本の得点	世界平均	アイスランドの得点
健康と生存率	65位	0.973	0.957	0.964
出生児の男女割合	1位	0.944	0.925	0.944
健康寿命	72位	1.040	1.029	1.008

教育

項目	日本の順位	日本の得点	世界平均	アイスランドの得点
学歴	92位	0.983	0.950	0.999
識字率	1位	1.000	0.897	1.000
初等教育	1位	1.000	0.755	0.998
中等教育 (中学校・高校)	129位	0.953	0.950	1.000
高等教育 (大学・大学院)	110位	0.952	0.927	1.000

政治

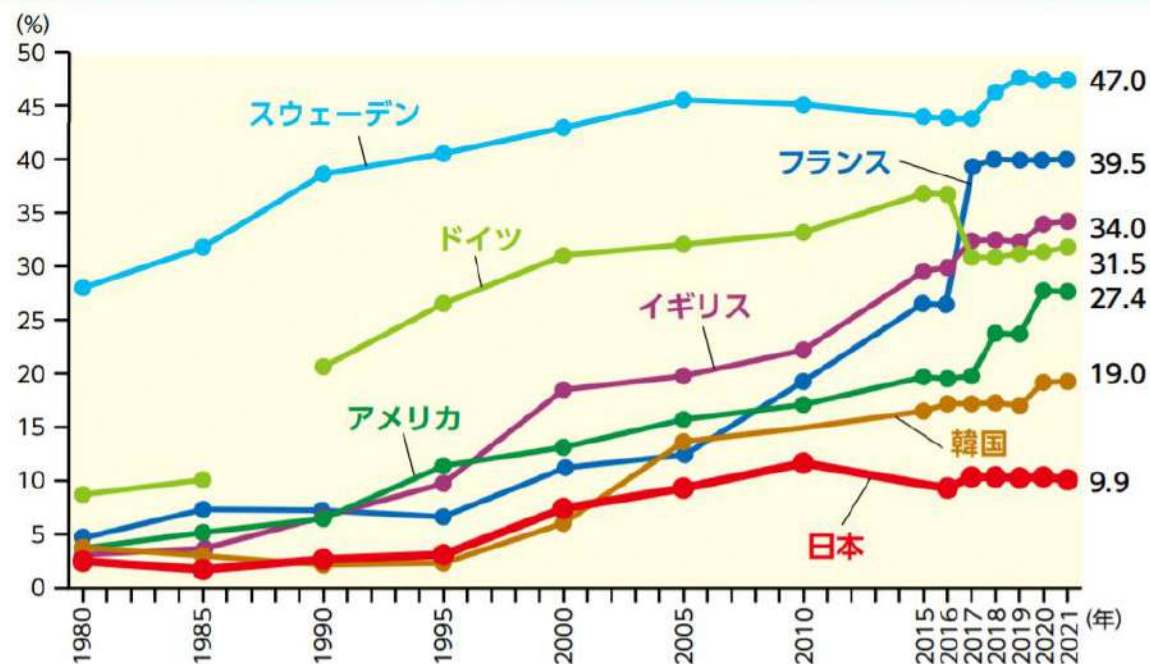
政治

項目	日本の順位	日本の得点	世界平均	アイスランドの得点
政治への参画	147位	0.061	0.218	0.760
国会議員の女性割合	140位	0.110	0.312	0.658
閣僚の女性割合	126位	0.111	0.235	0.667
女性国家元首の在位期間	76位	0.000	0.144	0.883

男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)が施行・R3年改正)されましたが、依然として世界の他の国に比べて日本の女性割合は著しく低い

諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

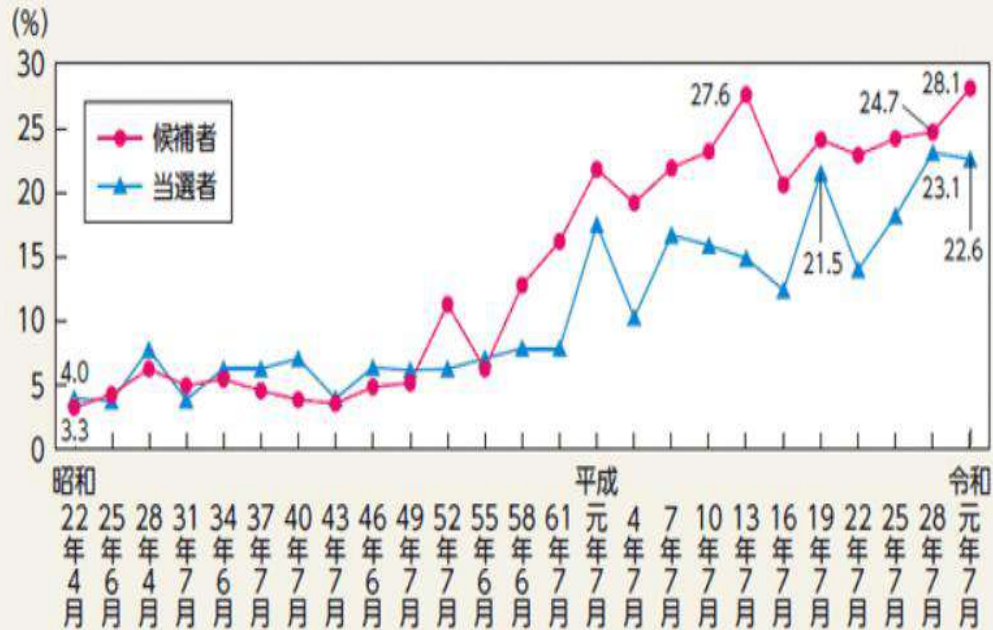
日本の国会議員に占める女性割合は上昇傾向にあるものの、諸外国との格差は大きい。



(備考) 1. IPU資料より作成。調査対象国は2021年6月現在189か国。

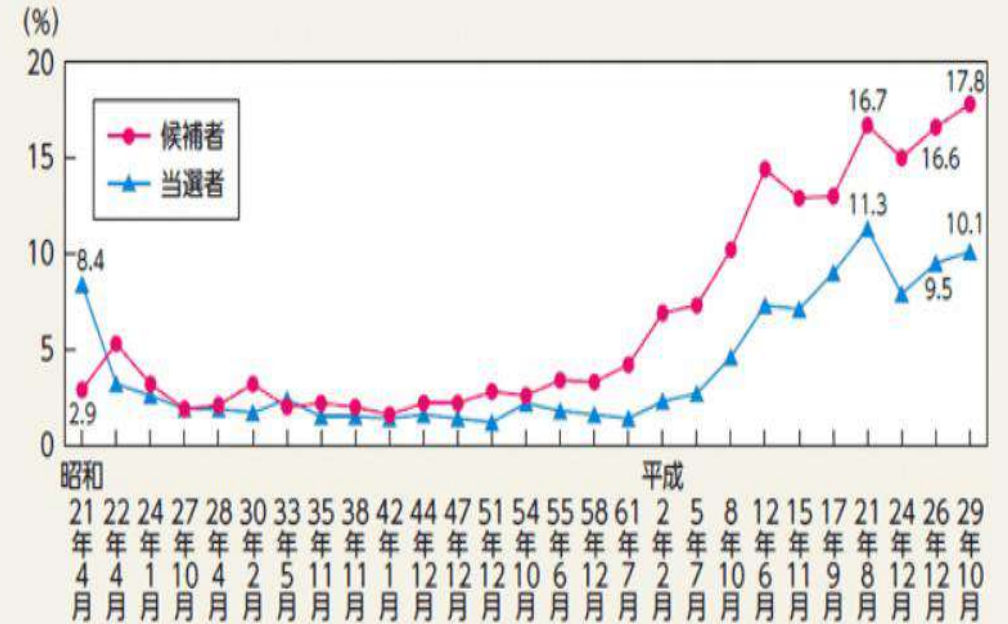
女性議員数は、増加傾向ですが…

I-1-2 図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

I-1-1 図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

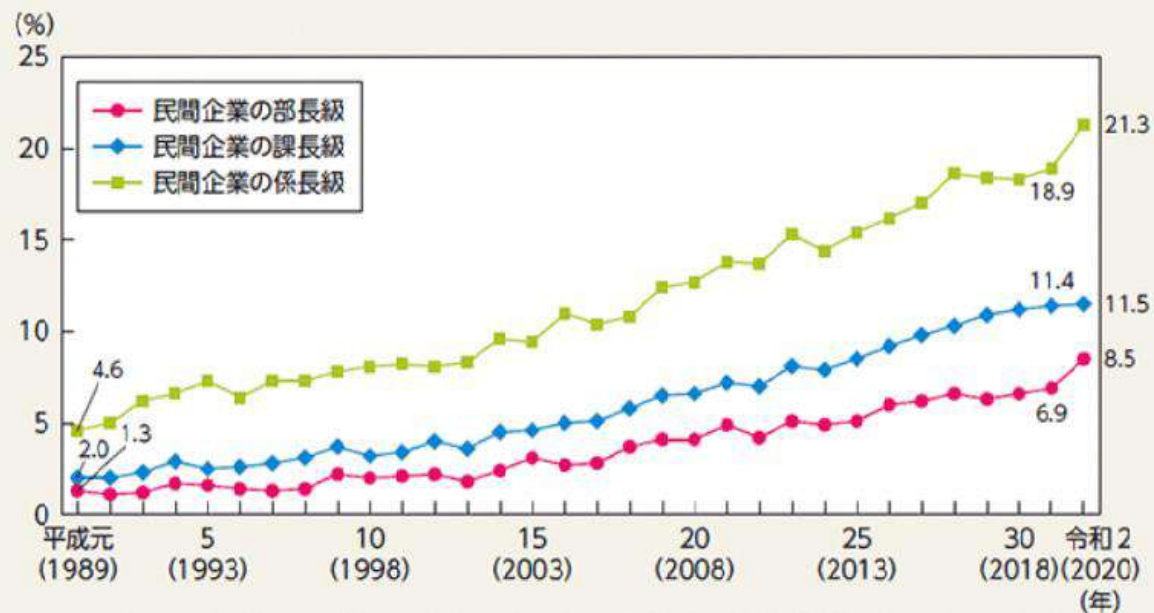
経済

経済

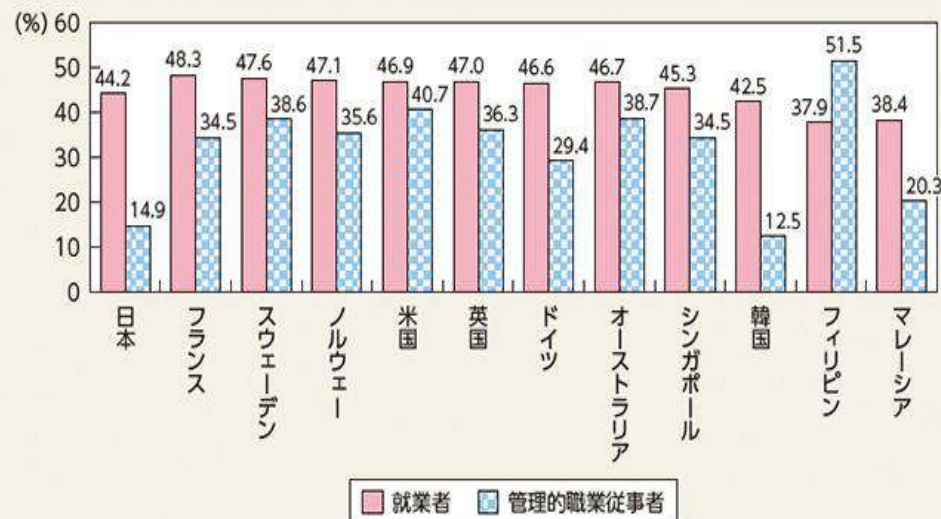
項目	日本の順位	日本の得点	世界平均	アイスランドの得点
経済活動への参画機会	117位	0.604	0.583	0.846
労働参加の男女平等	68位	0.840	0.655	0.946
同種業務の給与における男女平等	83位	0.651	0.628	0.860
所得の男女平等	101位	0.563	0.494	0.737
管理職における男女平等	139位	0.173	0.349	0.721
専門職・技術職における男女平等	105位	0.699	0.755	1.000

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進)が施行、女性登用は増加傾向ですが、世界の国と比べると管理職割合は著しく低い

I-2-12図 階級別役職者に占める女性の割合の推移



I-2-14図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合 (国際比較)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成30年), その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本, フランス, スウェーデン, ノルウェー, 米国, 英国及びドイツは平成30(2018)年, オーストラリア, シンガポール, 韓国及びフィリピンは平成29(2017)年の値, マレーシアは平成28(2016)年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

令和元年度市民・事業所意識調査からみる 長岡京市の現状は

「固定的性別役割分担を反対」と考える割合は、増加傾向

● 固定的性別役割分担意識の変化

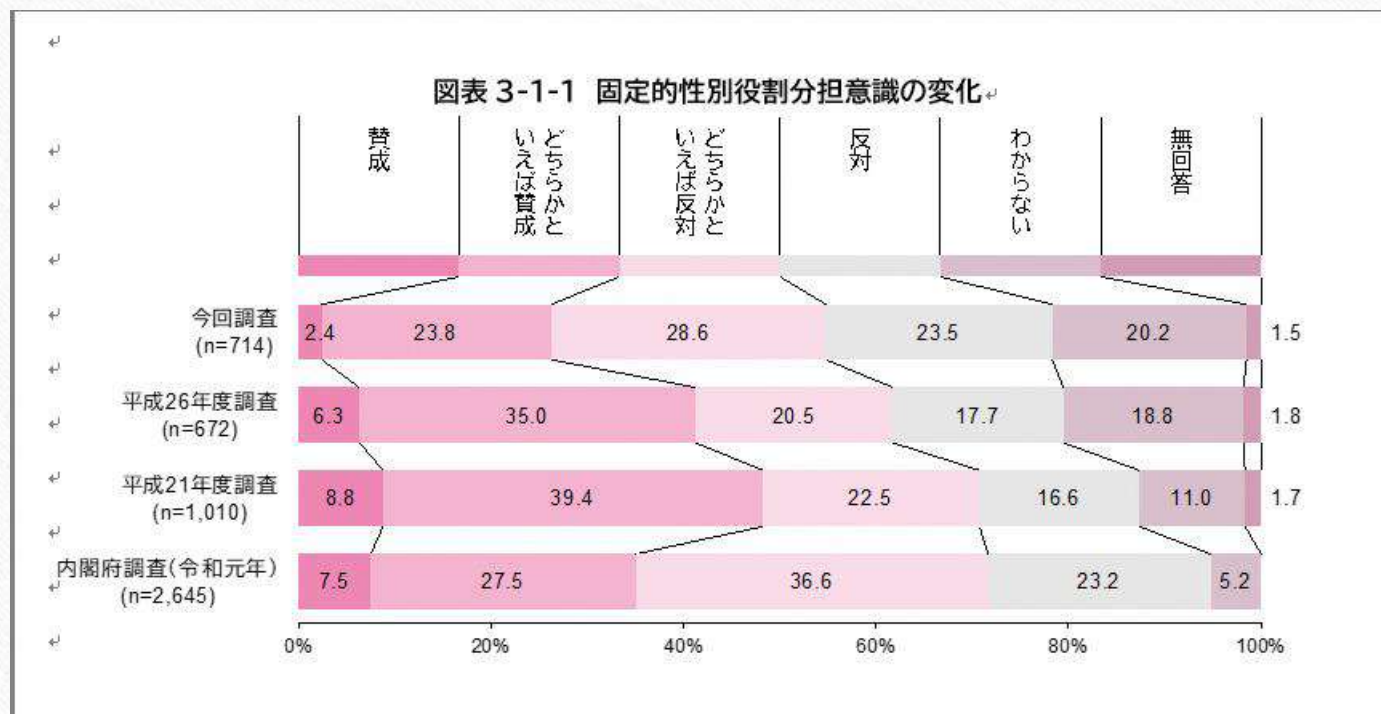
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に

『反対※』

女性56.7%・男性45.4%

『賛成※』

女性22.3%・男性31.9%



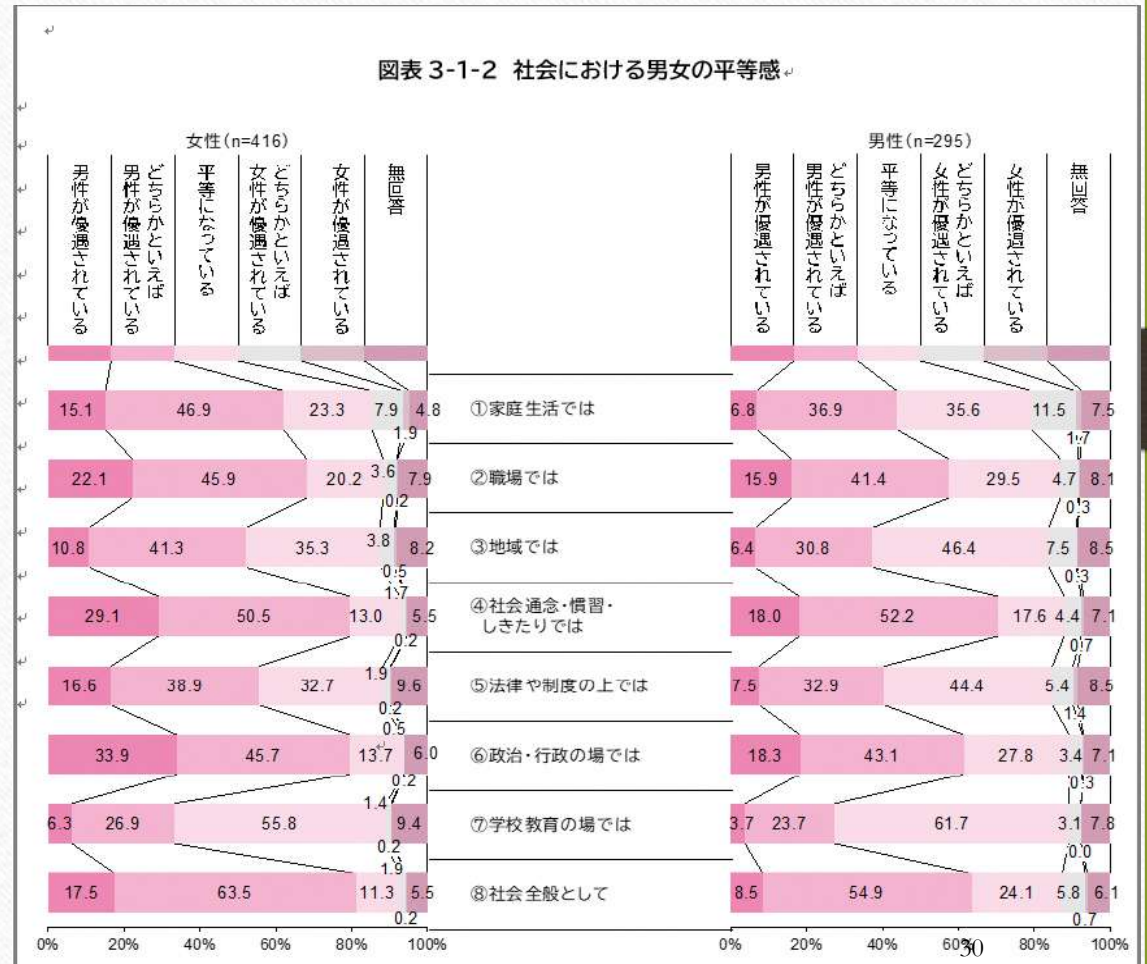
「学校教育の場」を除くすべての分野で『男性優遇※』の割合が高い。
社会全般において「男性優遇」と感じる割合が高い

● 社会における平等感

社会全般における男女の平等感は、
女性の8割以上、男性の6割以上が
社会全般として男性優遇と感じている

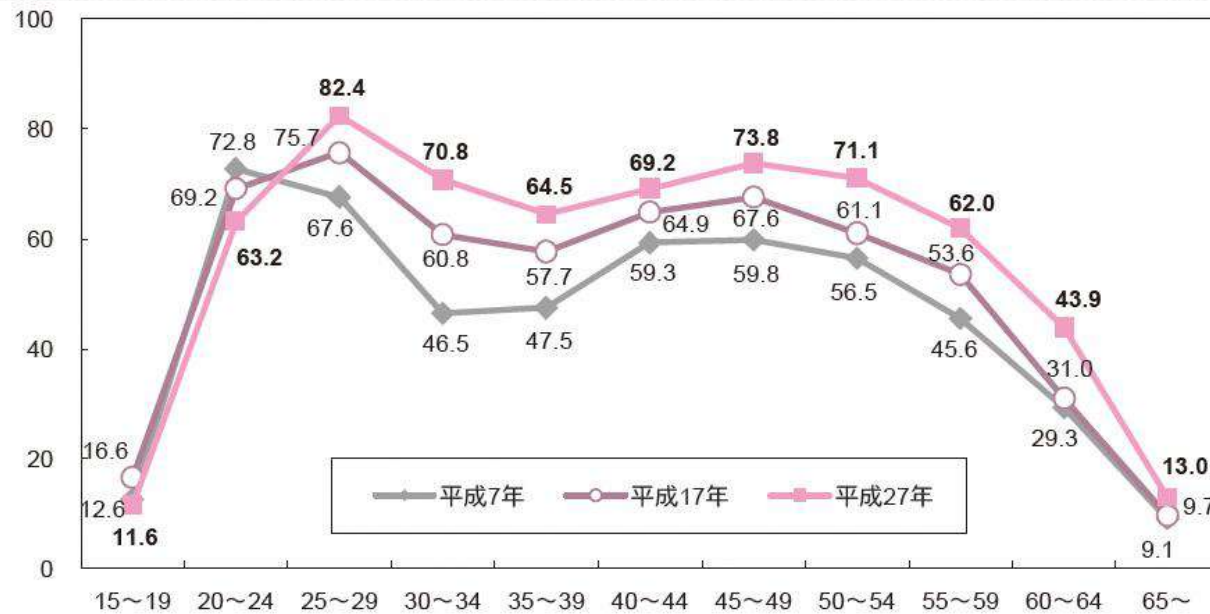
※『男性優遇』=「男性が優遇されている」と
「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計

図表 3-1-2 社会における男女の平等感

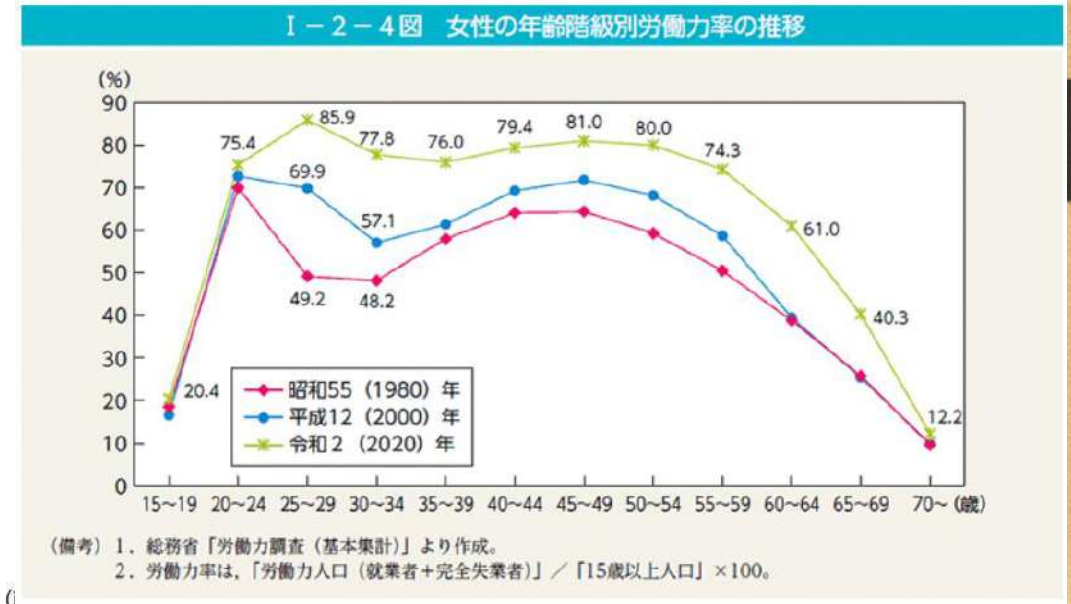


M字カーブは緩やかになり、結婚出産後、仕事を続ける女性が増えている

女性年齢層別労働力率の推移（長岡京市）

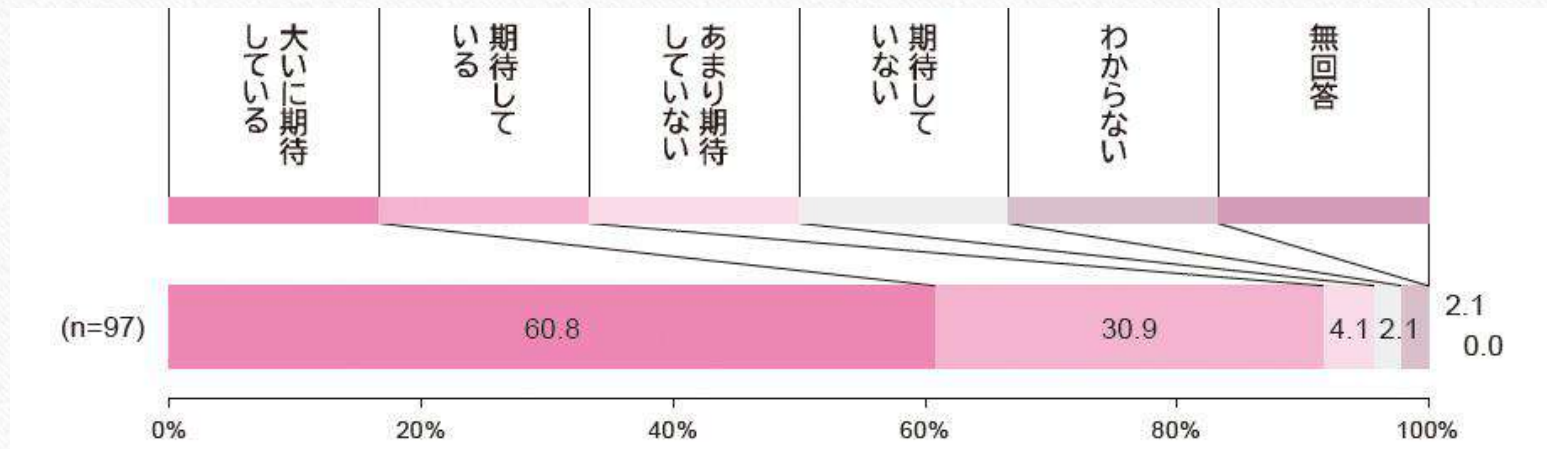


女性年齢層別労働力率の推移（全国）



企業は、女性の活躍に「期待している」

- 女性従業員の活躍についての考え方



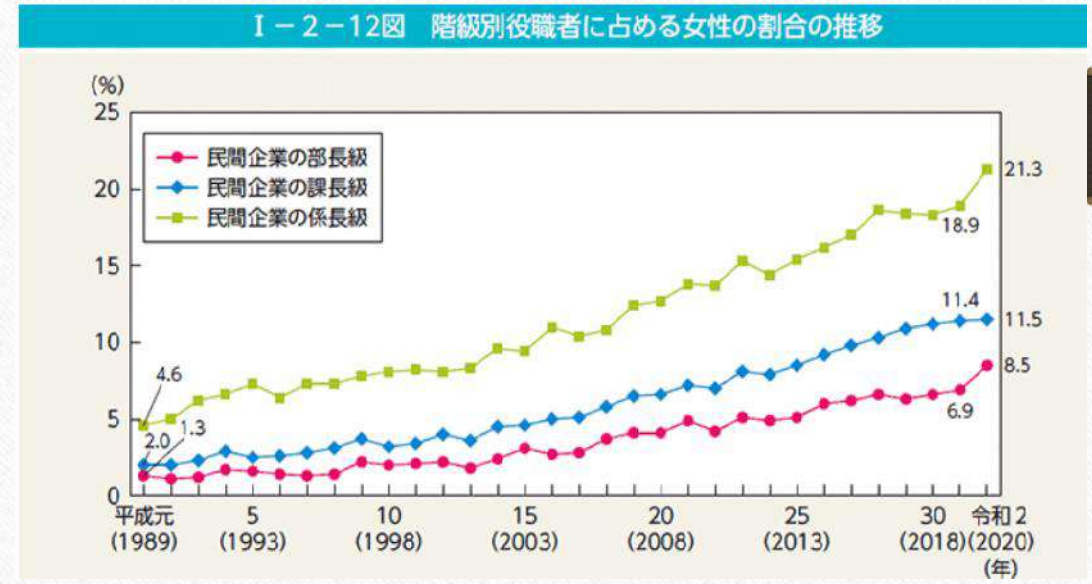
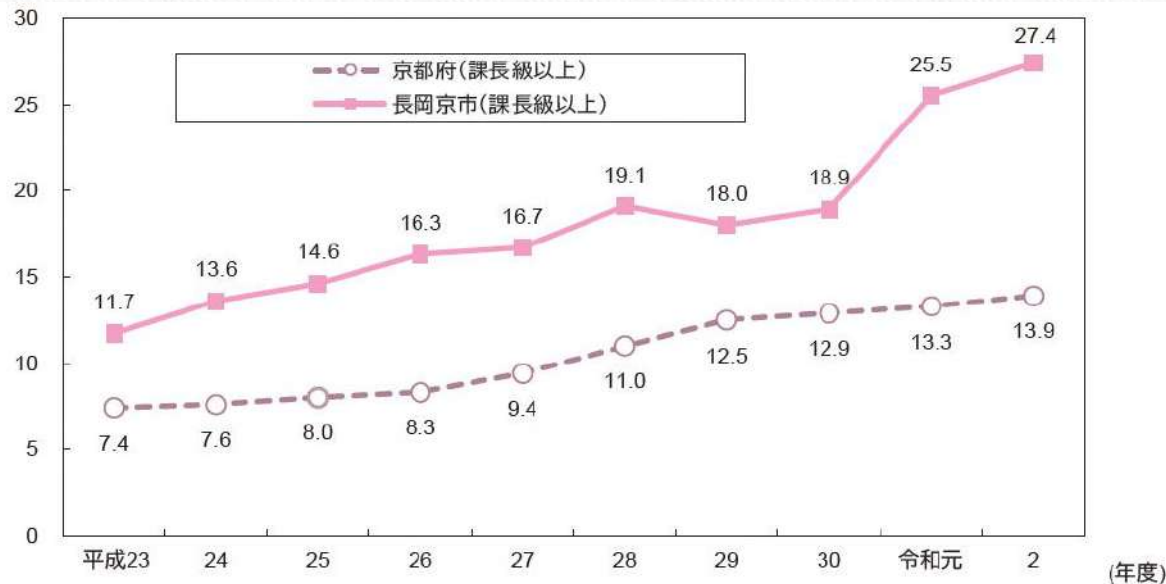
女性の活躍を『期待している※』は90%以上と高い

その理由は、「男女にかかわらず能力発揮を期待するのは当然である」が最も多く、次いで、競争力アップや顧客ニーズへの対応、優秀な人材確保などとなっている

※『期待している』とは、「大いに期待している」「期待している」の合計

女性の登用率は「増加傾向」

府・市町村職員における女性管理職割合の推移 (京都府・長岡京市) 階級別役職者に占める女性の割合の推移(民間)



内閣府男女共同参画局HPより

企業は、女性に「家庭への配慮が必要」と感じている割合が高い

- 女性活躍推進にあたっての課題

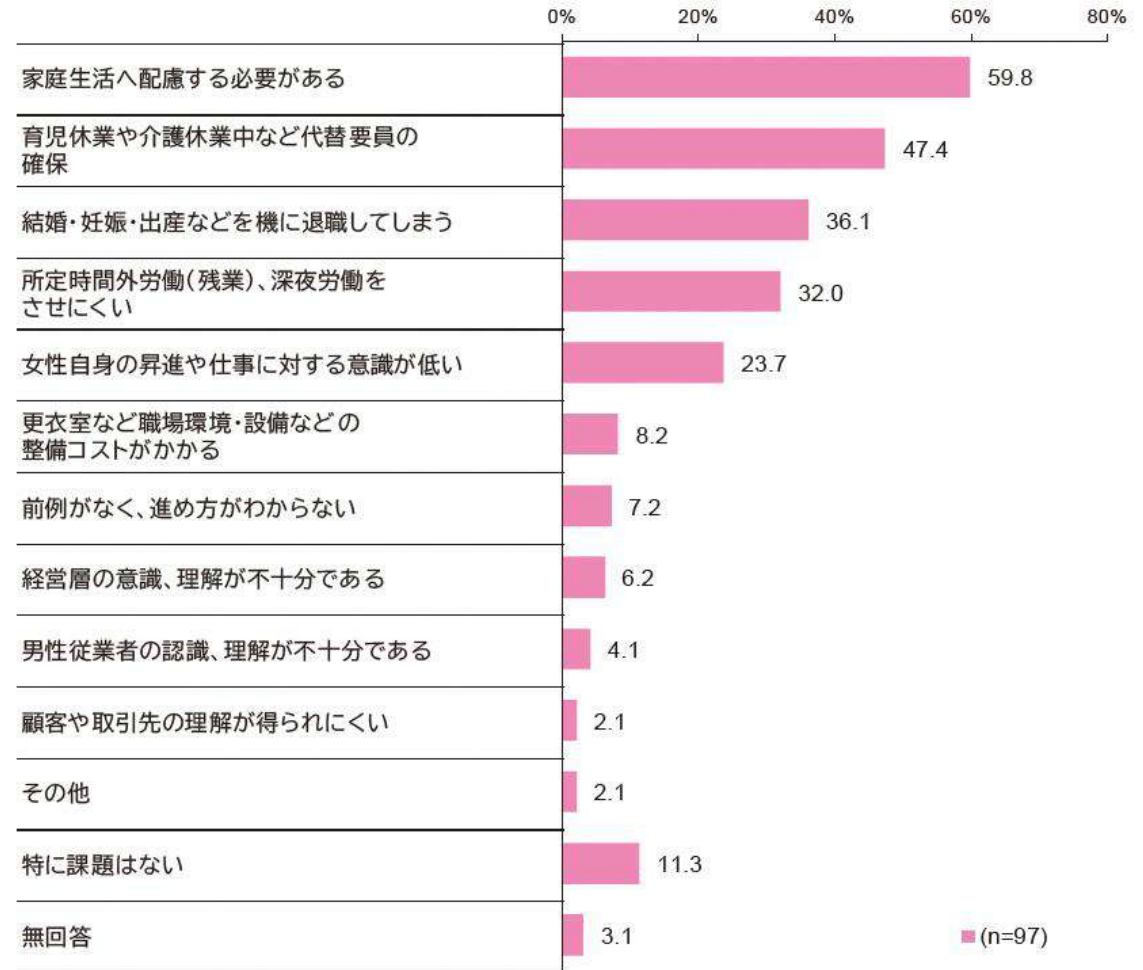
「家庭生活へ配慮する必要がある」
(59.8%)が最も高い。

次いで

「育児休業や介護休業中など代替要員の確保」(47.4%)

「結婚・妊娠・出産などを機に退職してしまう」(36.1%)

「所定時間外労働(残業)、深夜労働をさせにくい」(32.0%)



男性は「仕事優先」、女性は「家庭優先」割合が高い

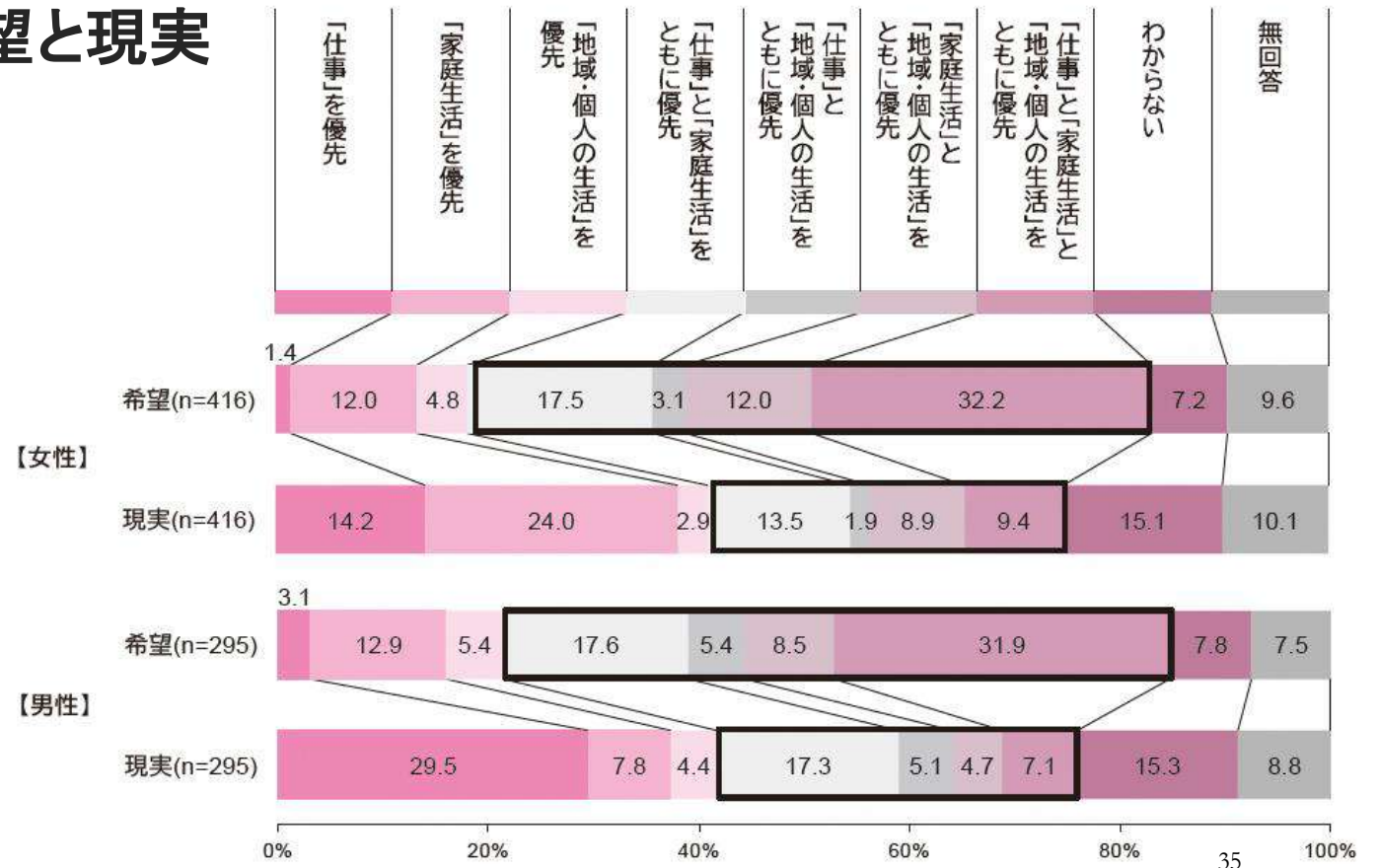
ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

男女の3人に1人が「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」をともに優先したい。

現実には

女性は「家庭を優先」
(24.0%)

男性は「仕事を優先」
(29.5%)

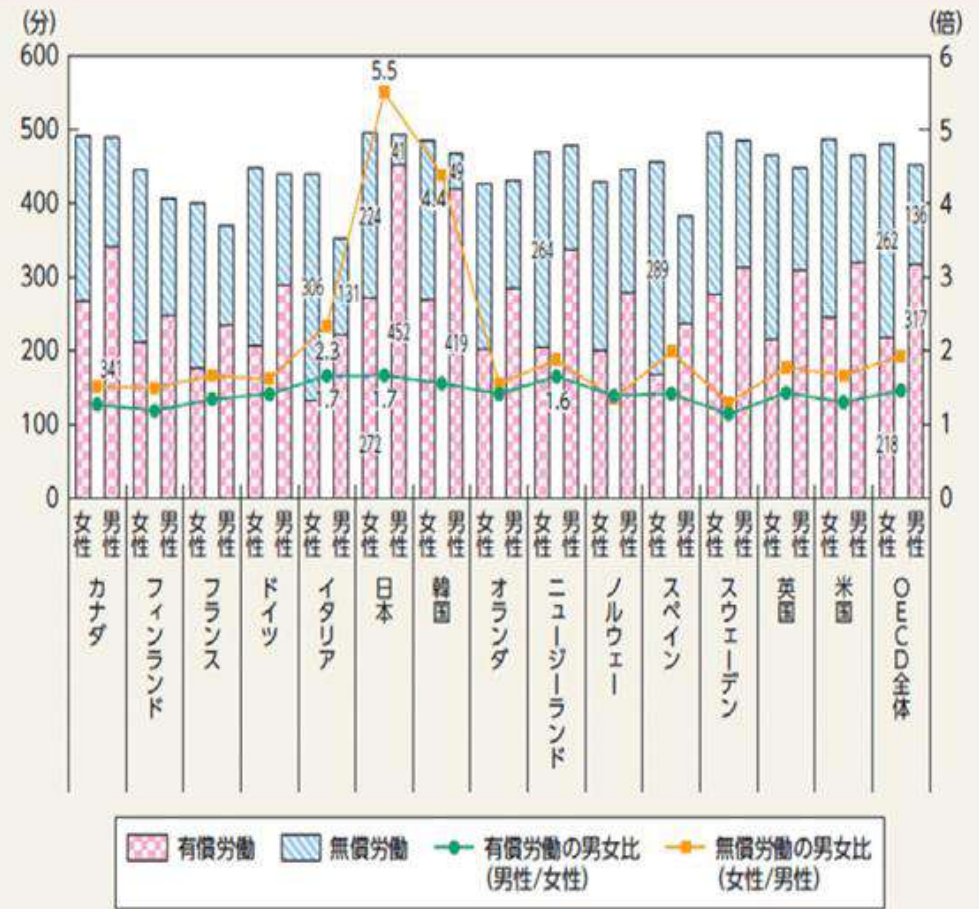


• 男女別に見た生活時間(週全体平均)
(1日当たり, 国際比較)

日本は、世界の国と比較すると

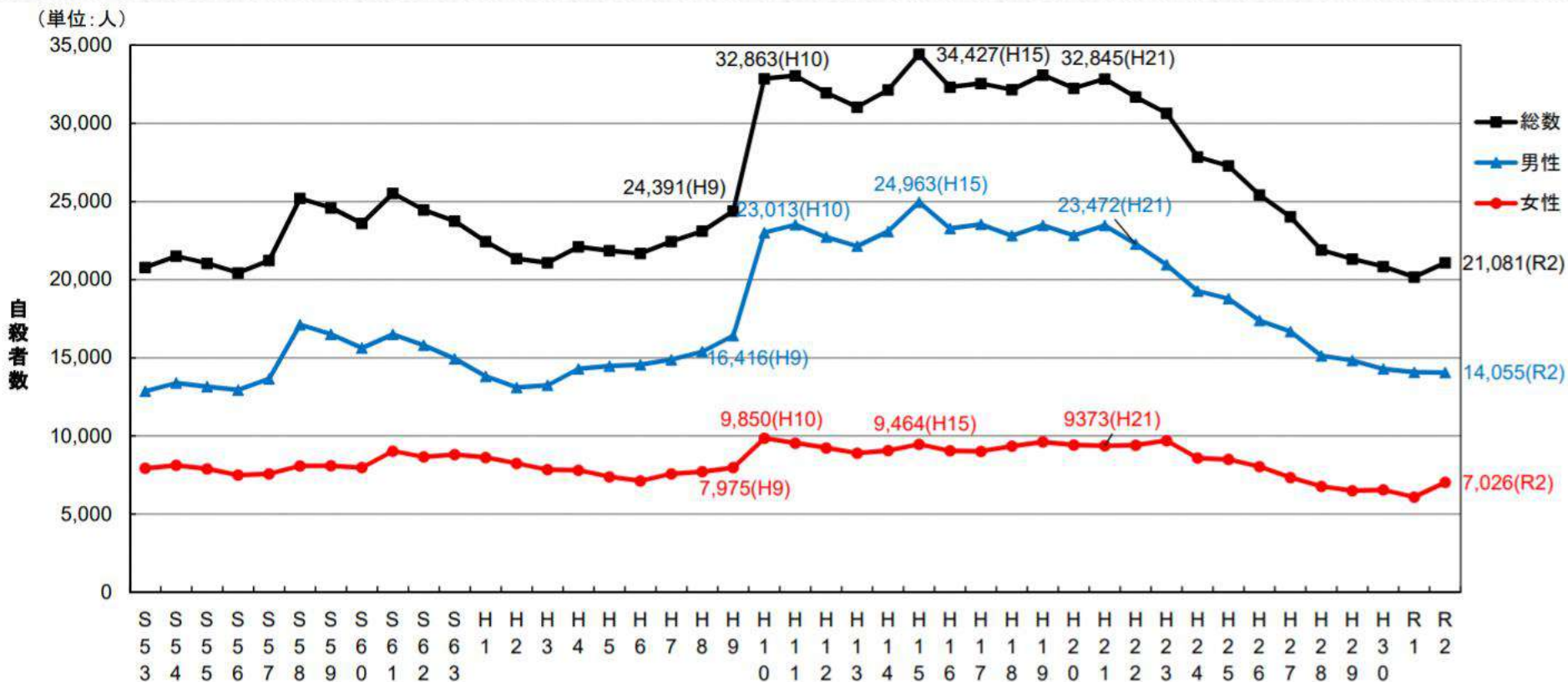
- ・男性の有償労働時間が長く、
- ・男性の無償労働時間が短い。
- ・そして、無償労働の男女比は著しく高い
- ・女性の有償・無償労働時間は平均的

図表1 男女別に見た生活時間(週全体平均)(1日当たり, 国際比較)



内閣府男女共同参画局HPより

自殺者数は男性割合が高い

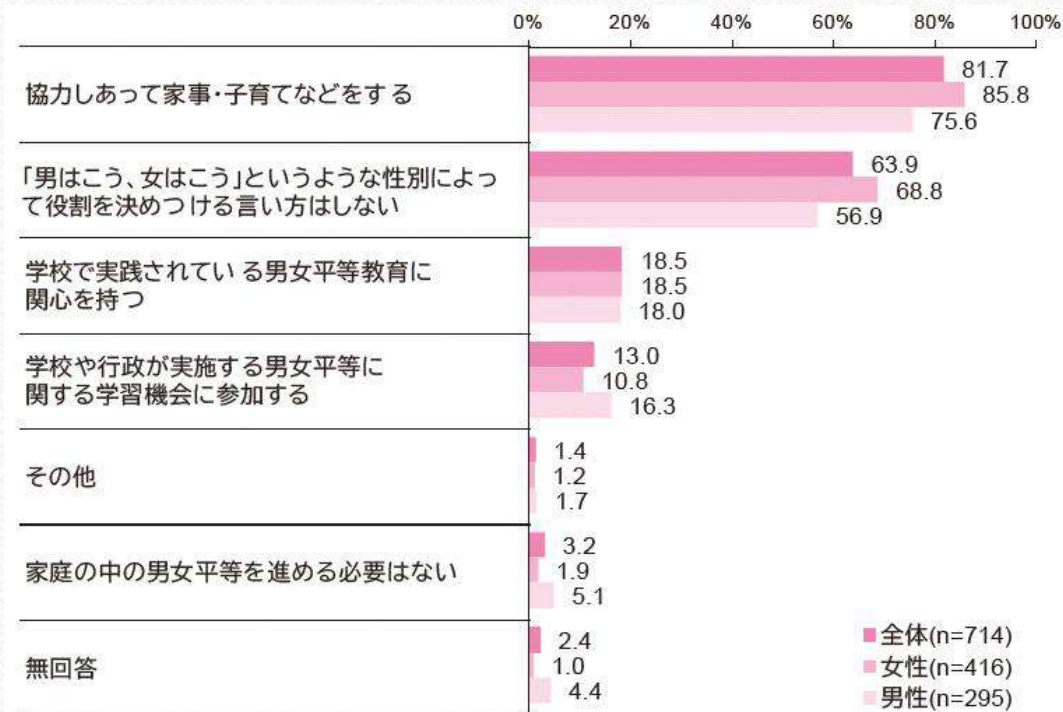


ジェンダー平等の実現に向けて

- 家庭教育の中で男女平等の考え方を育むために必要なこと

「協力しあって家事・子育てなどをする」
(女性85.8%・男性75.6%)が男女ともに最も高い。

次いで「『男はこう、女はこう』というような性別によって役割を決めつける言い方はしない」(女性68.8%・男性56.9%)



身近な暮らしの中で、ジェンダー平等が当たり前になることが大切

- 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと

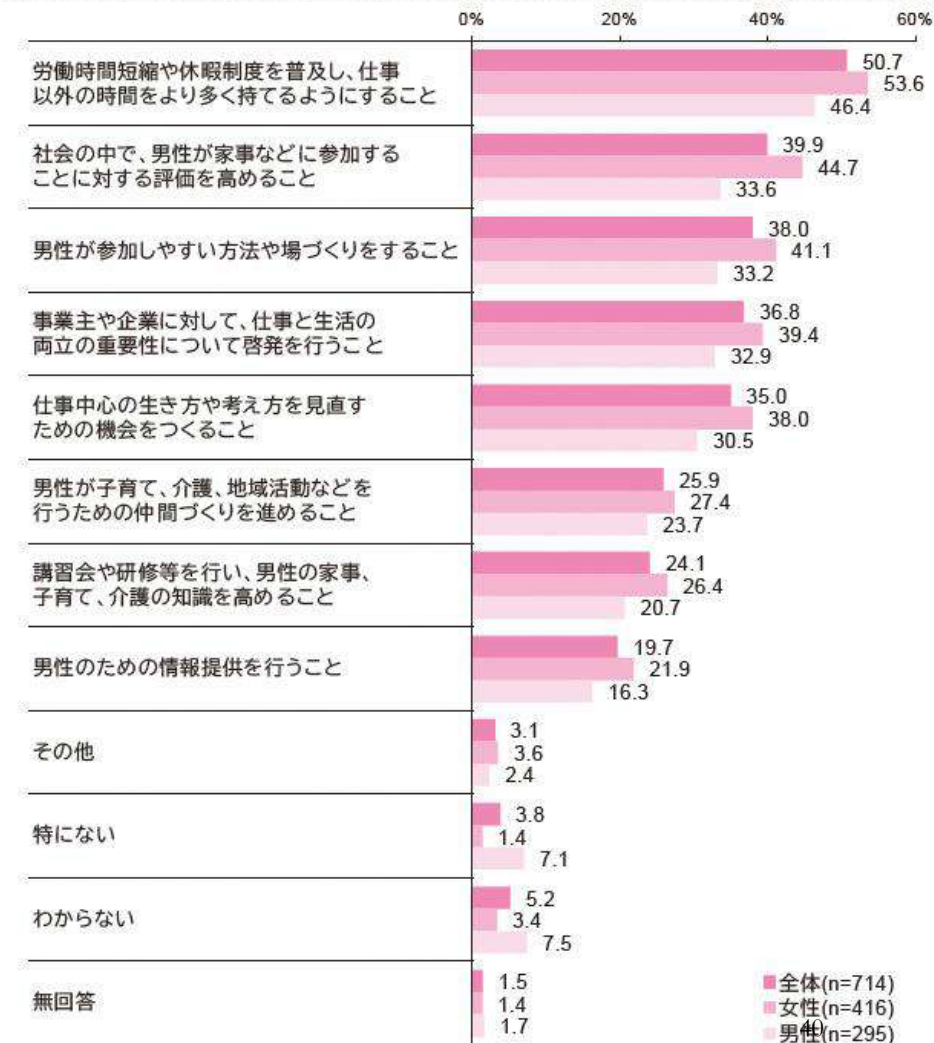
「労働時間短縮や休暇制度の普及」(50.7%)が最も高い。

次いで

「社会の中での男性の家事等への参加に対する評価を高める」(39.9%)

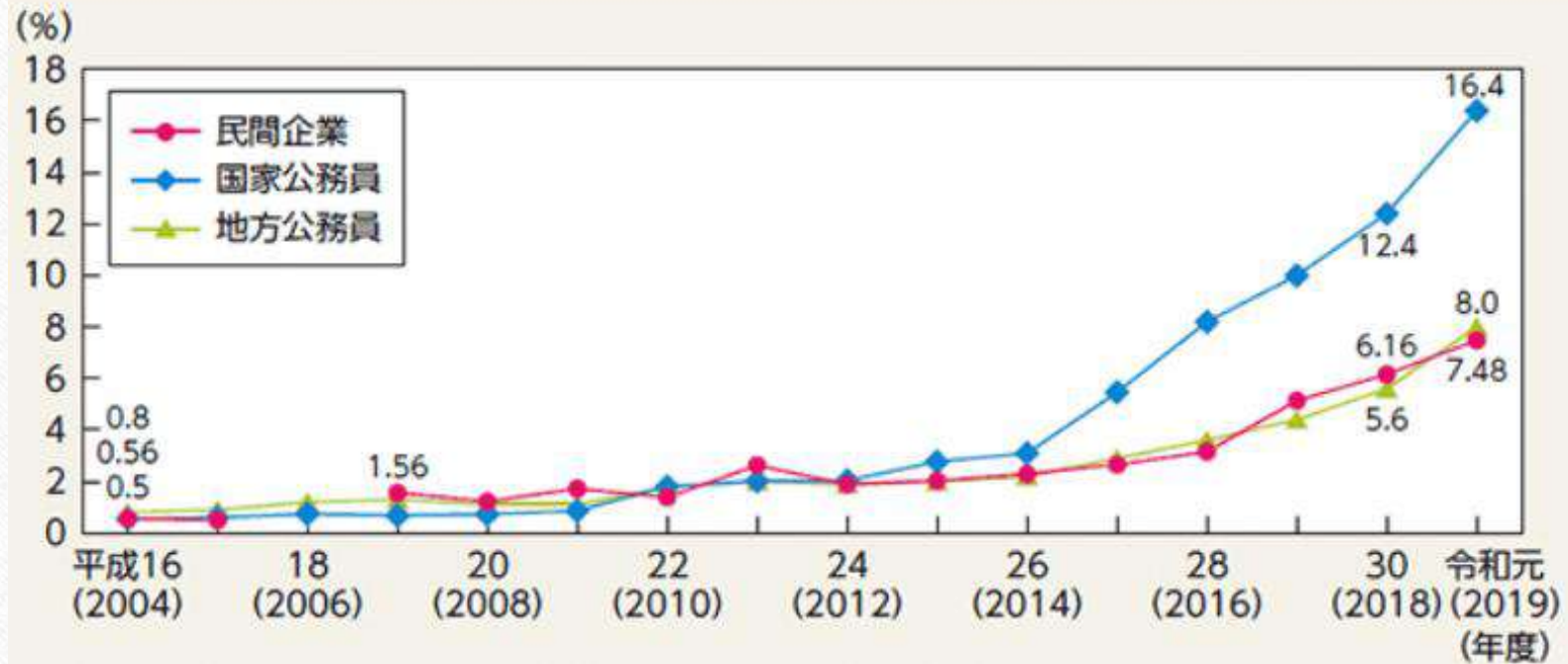
「男性が参加しやすい方法や場づくりをすること」(38.0%)

特に男性のワーク・ライフ・バランスの実現は、ジェンダー平等に向け大切



育児・介護休業法が改正され(4年4月1日から段階的に施行)
男性の育児休業取得率は、近年増加傾向

I-3-8図 男性の育児休業取得率の推移



令和2年度:民間企業12.65%へ上昇

2020年 内閣府男女共同参画局資料より

●「He For She」

潘基文国連事務総長(当時)とエマ・ワトソン UN Women 親善大使が発表

世界中の人々に対してジェンダー平等実現へのアクションを促し、
全ての人々がつながり、ともに責任を持ってジェンダー平等を推進する。
ジェンダー平等の達成に、**男性参加の大切さ**を呼びかける。



「私はみなさんを一歩前へと誘います。
声をあげるために。
そして、みなさんが
『私でなければ—誰が?』
『今でなければ—いつ?』
と問いかけられるように。」

"I'm inviting you
to step forward,
to be seen,
& to ask yourself...
If not me, who?
If not now, when?"

ジェンダ平等の実現は、
“For He”ともいえる

